

議案第31号

伊賀市特別会計条例の一部改正について

伊賀市特別会計条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和5年2月24日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市特別会計条例の一部を改正する条例

伊賀市特別会計条例（平成16年伊賀市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表伊賀市住宅新築資金等貸付特別会計の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 伊賀市住宅新築資金等貸付特別会計の令和4年度分の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。